

A L P S 処理水海洋放出に係る責任ある対応を求める意見書

国は、多核種除去施設で処理された水「A L P S 処理水」の海洋放出に際し、安全性の確保と風評対策に合わせ I A E A（国際原子力機関）等による科学的根拠に基づいた透明性が高く正確な情報を発信することで、処分が可能となるよう取り組んできた。

これらを踏まえ、東京電力は 8 月 24 日から海洋放出を開始し、今年度は約 3 万 1,200 トンを 4 回に分けて放出予定としているが、8 月 31 日現在では設備や運用にトラブルはなく、原発周辺の海水や魚に含まれるトリチウム濃度も検出下限値を下回っている。

しかしながら、一部の周辺国からは日本産の水産物を全面的に輸入禁止する措置が取られ、抗議活動や嫌がらせの迷惑電話も相次ぎ、訪日旅行のキャンセルも発生していることから、本市の農林業や観光業をはじめとした産業への影響も懸念される。

国内外における安全性等への理解は広がってきているものの、今後長期間にわたって続く取り組みは緒に就いたばかりであり、こうした風評被害に対し、国は自らが前面に立って全責任を持ち対策を講じて行く必要がある。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 東京電力に対する監督・指導を一層強化し、正確な情報発信や作業の透明性を確保しながら A L P S 処理水の処分に係る取り組みを進めること
- 2 市民・国民の不安や懸念をしっかりと受け止め、丁寧かつ十分な説明を行うとともに、正確でわかりやすい情報発信を一層強化し、国内外の理解を得るよう努めること
- 3 風評被害については、本市の農林業や観光業をはじめとした産業が将来にわたり安心して事業継続できるよう対策を講じること
- 4 地域・業種の実情に応じた風評被害などへの賠償基準を早期に設け、東京電力への指導はもとより、国が責任をもって対応すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

福島市議会議長 萩原 太郎

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
復興大臣
原子力規制委員会委員長

あて

以上、提案する。

令和5年9月25日

提出者

福島市議会議員

七島奈緒
丹治誠
遠藤幸一
菅原美智子
斎藤正臣
石山波恵
石原洋三郎
川又康彦
大平洋人
渡辺敏彦